

あゆみ通信

号外①

堺市堺区向陵中町4丁4番1号三栄ビル3階 TEL 072-254-5755



◆はじめに～開業の場所選び～

「三国ヶ丘周辺グルメガイド」となっていますが、当事務所も『三国ヶ丘スピリット!』に掲載してもらいました。



周辺の皆さまのご発展を、お祈りしています。

私が開業の場所に三国ヶ丘を選んだのは、

1. 自分が住み慣れた地域に近い
 2. 平日休日を問わず、人通りがある
 3. 堺東にある法務局や裁判所まで自転車で走れる（電車で行くよりも早い）
 4. 近くに郵便局と金融機関がある
 5. JR阪和線と南海高野線の2つの路線が走っている
 6. 大きな道路（中央環状線）が近くを走っている…
- など、さまざまな条件を満たすのは、「ここ」しかなかったためです。

当時は、法務局周辺で事務所を構える司法書士の割合が、今よりも多かった気がしますが、

「仕事をしやすいように」という面から考えると、私の中では「役所周りより、移動に便利な駅前」という結論でした。

結果的に、三国ヶ丘を選んだのは正解。お客様に来ていただくにも、出掛けるのにも便利で、今となっては、ベストな選択だったと思っています。

どんな業種でも、「どこで店を構えるか」という最初の選択は、結構大きな問題です。



司法書士 吉田浩章

号外のトピックス

- はじめに～開業の場所選び～
- 事務所スタッフのつぶやき
- 司法書士の日常～ある日の予定から
- Q & A 相続登記の基礎知識
- 事務所のご案内



◆事務所スタッフのつぶやき

3月12日明け方、激痛の中、救急外来に駆け込み。尿管結石でした(>_<) いつ石が動くか分からず、痛みを恐れながら過ごしていましたが、4月11日、無事に石が落ちてくれました。仕事に支障が出なくて、よかったです。 司法書士吉田浩章



4月から年長と年中の息子達、「サッカー」と「書き方」を始めました。どちらもとても楽しいようです。私には、送り迎えの負担と日焼けとの戦いが待っています…。 司法書士岸野恵子



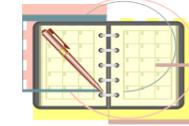
最近「ルルドマッサージクッションS」を購入しました☆操作もボタン1つと簡単で、首、肩、腰、足に効きます。小さいけれど、毎日癒されてま～す。v^^*)



事務 栗野 恵

◆司法書士の日常～ある日の予定から

司法書士の日常を、一日の予定に沿ってご紹介します。



- 8:15 —事務所に出勤
- 9:00 —営業時間開始
- 9:30 —抵当権抹消の依頼(新規相談)
住宅ローンの完済に伴い、抵当権の抹消登記をしたい、というご依頼です。
- 11:00 —簡易裁判所で民事訴訟
大手クレジットカード会社相手に、過払い金請求をしていた案件。和解になりました。
- 12:00 —昼食
昼休みは事務所で一齐に。
- 14:00 —金融機関に書類返却
登記が終わったので、抵当権設定登記の完了書類をお届けしました。
- 16:00 —相続登記の打ち合わせ
遺産分割協議書にご捺印が揃った、ということで、書類をお持ち下さいました。
- 18:00 —営業時間終了
書類作成と、電話対応は続きます。
- 19:30 —事務所を閉めました
- 19:50 —帰宅+夕食
- 21:45 —ブログの投稿
一日のお仕事は、ここで終了となります。

◆事務所のご案内

大阪府堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
<http://www.office-yoshida.net>



- ★主な取り扱い業務
- 司法書士業務
 - ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
 - 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
 - FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制。時間外の対応も可）

◆Q & A 相続登記の基礎知識

不動産の所有者の方が亡くなられた場合に、法務局で行う名義変更手続き（相続登記）の基礎知識をまとめました。

Q:相続登記に必要な書類は何ですか？

A:事案により異なりますが、亡くなられた方と相続人の戸籍謄本、遺産分割協議書、相続人の印鑑証明書、固定資産税の評価証明書等です。

Q:初めての相談時に必要な書類は？

A:最低限、不動産が特定できる登記簿謄本が権利証と、固定資産税の課税通知書をお持ち下さい。

Q:相続登記の申請期限はいつまでですか？

A:相続税の申告期限のように、「〇か月以内」という法律上の制限はありません。しかし、話し合いがまとまれば、速やかに手続きするのが望ましいでしょう。

Q:費用はどの程度かかりますか？

A:登録免許税は、固定資産税評価額の0.4%です。当事務所の基本報酬は63,000円～内容によってお見積りさせていただきます。

